平成３０年（フ）第７３９号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目９番17―422号
債務者　椎名　優樹
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９８５号
神奈川県藤沢市藤が岡１丁目７番９号
債務者　金井　大悟
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５５号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目40番地１
ボーヌングゴーゼム311号室
債務者　秋元　龍實
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８６号
静岡市駿河区敷地１丁目21番９―102号
債務者　松下　和明
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９５号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋365番地　コーポ光103
債務者　天願しのぶ
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第６４９号
東京都府中市清水が丘２丁目18番地の13秋藤コーポ302
債務者　加藤　沙織
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９１号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺41―16　第２丸中マンション６―Ｌ、住民票上の住所岐阜県高山市一之宮町365番地５　マンションみつき302
債務者　中嶋　真悟
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成３０年（フ）第５６号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目８番11号
破産者　トーテックシステム株式会社
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１１９号
埼玉県加須市久下１丁目42番地４
破産者　有限会社鳳翔菜館
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４５号
埼玉県蕨市北町１丁目９番12号
破産者　株式会社トライシールド
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１０号
埼玉県行田市長野５丁目８番地17
破産者　株式会社キャンアイ
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５３号
埼玉県新座市栗原１―４―15　センチュリーひばりヶ丘第４・１階、商業登記簿上の本店所在地埼玉県新座市栗原１丁目４番15号
破産者　Ｒ．Ｃ．Ｓｕｐｐｏｒｔ有限会社
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
大阪府大阪市港区田中２丁目12番22―205号
破産者　Ｉｎｔｒｉｎｓｉｃ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ合同会社
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
千葉県山武市麻生新田85番地１
破産者　金城　正彦
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４６号
岩手県滝沢市室小路633番地９
破産者　株式会社パルクトミー
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１７３号
神戸市中央区下山手通３丁目８番11―1001号
破産者　有限会社パイアル
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３号
北海道伊達市大滝区三階滝町637―５
破産者　ナチュラルフロンティア株式会社
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
北海道旭川市永山１条４丁目３番27号
破産者　株式会社花えみ
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部